

受付番号	種目番号	連絡先	委託担当 建築局住宅部住宅再生課 担当者 川原、林 電話 671-2954
------	------	-----	---

設 計 書

1 委託名 令和5年度緑区十日市場町(十日市場ヒルタウン内未利用地)基礎調査等業務委託

2 履行場所 緑区十日市場町字馬場坂1501-95ほか

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和6年3月15日まで

又は期限 期限 平成 年 月 日まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現場説明 不要

要 (月 日 時 分、 場所)

7 委託概要 (1) 基礎的調査業務

(2) 事業化検討等業務

8 前払い

あり

なし

9 部分払い

する (回以内)

しない

部分払いの基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

* 概数数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額

内 訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

工 種	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
(1) 基礎的調査業務		式	1			単価表第1号
(2) 事業化検討等業務		式	1			単価表第2号
小計						
直接人件費						
直接経費						単価表第3号
その他原価						
一般管理費						
小計						
業務価格						
消費税及び 地方消費税相当額						
合計						

第 1 号

(1) 基礎的調査業務

単価表

1 式当り

名 称	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技 師 (A)		人			
直接人件費	技 師 (B)		人			
直接人件費	技 師 (C)		人			
直接人件費	技 術 員		人			
計						

第 2 号

(2) 事業化検討等業務

単価表

1 式当り

名 称	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費	主任技師		人			
直接人件費	技 師 (A)		人			
直接人件費	技 師 (B)		人			
直接人件費	技 師 (C)		人			
直接人件費	技 術 員		人			
計						

第 3 号

直接経費内訳

1 式当り

名 称	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
直接経費	旅費交通費		式			第 1 号対象
直接経費	電子成果品作成費		式			
直接経費	電子計算機使用料及び機械器具		式			
直接経費	特許使用料		回			
計						

一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 本仕様書は、横浜市契約事務受任者 横浜市建築局長 が実施する 令和5年度緑区十日市場町（十日市場ヒルタウン内未利用地）基礎調査等業務委託（以下「委託業務」という。） に適用する。

2 特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先して適用される。

(用語の定義)

第2条 監督職員とは、委託業務を監督する横浜市の指定する職員をいう。

2 指示とは、委託者側の発議により監督職員が受託者に対し、監督職員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。

3 承諾とは、受託者側の発議により受託者が監督職員に報告し監督職員が了解することをいう。

4 協議とは、監督職員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

(法規の遵守)

第3条 委託業務の実施に当たり、関係の法令、条例その他諸規定を守り、業務の円滑な進行を図らなければならない。

(業務確認)

第4条 受託者は、主要委託業務段階のうち、特記仕様書又はあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の承諾を得なければ、次の作業を進めてはならない。

(打合せ等)

第5条 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度記録し、相互に確認しなければならない。

2 業務着手時等別途指定する業務の区切りにおいて、受託者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について記録し相互に確認しなければならない。

(第三者損害)

第6条 受託者は、委託業務実施に当たり、万一第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、誠意をもって事後処理に当たらなければならない。

(疑義)

第7条 受託者は、委託業務の実施に当たり、設計書等に疑義が生じたときは、監督職員と協議しなければならない。

特記仕様書

1 業務の名称

令和5年度緑区十日市場町（十日市場ヒルタウン内未利用地）基礎調査等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

3 業務目的

緑区十日市場町（十日市場ヒルタウン内）の未利用地（23街区：約1,735㎡）において、当該地周辺で取組む「持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）」等と連動性・一体性のある土地活用のコンセプト案を取りまとめることを目的とします。

4 業務内容

緑区十日市場町（十日市場ヒルタウン内未利用地 23 街区【別紙案内図を参照】）における次に掲げる業務

（1）基礎的調査業務

子育て環境の充実に資する土地活用の事業スキームを検討するにあたり、事例調査及びヒアリング調査を行う。

ア 子育て環境の充実に資する土地活用の事例調査

イ ヒアリングシート（趣旨説明、質問事項等）の作成

ウ 子育て環境の充実に資する土地活用にかかる民間事業者（3社程度）への個別ヒアリング調査

エ 子育て世帯向け戸建て住宅にかかる民間事業者（3社程度）への個別ヒアリング調査

（2）事業化検討等業務

（1）に基づき、当該未利用地の事業化について検討を行う。

ア 土地活用に係る要件及びスキーム（売却、定期借地等）の検討

イ ボリュームスタディ（建築可能な建物の規模及び用途）の実施

※令和7年度以降に緑区十日市場住宅団地地区地区計画の都市計画変更を予定しています。

5 成果品

報告書3部及び電子データ（CD-R等）一式

6 提供資料

公図、土地登記簿謄本、地積測量図、現況平面図、用地実測図等一式

7 その他

（1）業務の執行にあたっては、本業務監督員である本市職員と連絡を取り、その指示に従うこと。

（2）本業務では、当該未利用地周辺で取り組んでいる「持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）」等と連動性・一体性のある検討を進めるため、先行街区（十日市場ヒルタウン20、21街区）事業によって提案された「マスタープラン」※1や、先行街区（十日市場ヒルタウン20、21街区）及び22街区の公募要項※2等を参考に行うものとする。

(3) 本業務では、「令和3年度緑区十日市場町（十日市場ヒルタウン内未利用地）基礎調査等業務委託」の報告書^{*3}を参考に行うものとする。

(4) 受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守し、その情報を取り扱う前までに「個人情報取扱特記事項」第12条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。なお、「個人情報取扱特記事項」は、以下のwebサイトを参照のこと。

【参照 URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/hogo/kojinjyohohogoseido.html>

8 参考

※1 「持続可能な住宅地推進プロジェクト（緑区十日市場町周辺地域）」におけるマスタープラン
十日市場ヒルタウン各街区の整備方針・基本的な考え方等をまとめている。なお、「マスタープラン」等は契約締結後に提示するものとする。

※2 先行街区（十日市場ヒルタウン20、21街区）及び22街区の公募要項

公募要項とは持続可能な住宅地推進プロジェクトの実現に向けた、事業者提案におけるコンセプトや条件などを記したものである。なお、公募要項は契約締結後に提示するものとする。

※3 「令和3年度緑区十日市場町（十日市場ヒルタウン内未利用地）基礎調査等業務委託」報告書

令和3年度に実施した委託業務の成果を踏まえ、令和5年度の本業務を行うものとする。なお、報告書は契約締結後に提示するものとする。

案内図



対象地 : 十日市場ヒルタウン23街区
(緑区十日市場町字馬場坂1501-95ほか)

The photograph shows a street scene with a paved road, a sidewalk, and a multi-story building in the background. The area appears to be a residential or commercial district.